



平成21年5月15日

各 位

会社名 イチカワ株式会社
代表者名 代表取締役社長 蛭間良右
(コード番号 3513 東証第1部)
問合せ先 総務部長 村松伸一
(TEL. 03-3816-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第5条に定める当社の公告方法について、日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項の規定により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除するものであります。
また、上記みなし定款変更に伴い無効となった単元未満株券の不発行について定める現行定款第9条第2項を削除するものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条の規定により、同法の施行日をもって「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、現行定款第10条および第12条第3項の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
 - ③ 決済合理化法施行後の株主権行使の手続に関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするために、現行定款第13条に所要の変更を行うものであります。
 - ④ 株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までは株券喪失登録簿を作成して備え置くこととされているため、その旨および有効期間について附則を設けるものであります。

- (3) 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第 16 条を削除するものであります。
- (4) その他、条文の削除に伴う条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

添付資料 定款変更案 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ② <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の決議で定める株式取扱規程によるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第11条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第10条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式の取扱いに関する手続及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 (省略)</p> <p>(招集地) 第16条 株主総会は、東京都文京区にこれを招集する。</p> <p>第17条～第41条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式の取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第15条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

以 上